

船舶事故調査報告書

平成27年4月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年7月23日 09時00分ごろ
発生場所	千葉県富津市 ^{はまかなや} 浜金谷港西方沖 浜金谷港防波堤灯台から真方位262° 1,320m付近 （概位 北緯35° 10.14′ 東経139° 48.11′）
事故調査の経過	平成26年7月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{きょうえい} 鏡栄丸、3.0トン CB3-87928（漁船登録番号）、個人所有 8.50m (Lr) × 1.81m × 0.65m、FRP ディーゼル機関、180.00kW、昭和59年4月6日 第232-10404号（船舶検査済票の番号） B ヨット かさぐも、5トン未満 242-14026千葉、個人所有 8.46m (Lr) × 3.16m × 1.42m、FRP ディーゼル機関、20.10kW、平成元年11月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月26日 免許証交付日 平成25年3月26日 （平成30年9月8日まで有効） B 船長B 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年11月7日 免許証交付日 平成25年5月28日 （平成31年2月5日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 4人（釣り客） B なし
損傷	A 左舷船首に擦過傷 B 右舷船首のバルピットに曲損等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、浜金谷港西

	<p>方沖で、漂泊して釣りを行っていた。</p> <p>船長Aは、左舷船尾に備えられた操舵装置の横で、釣り客が降ろした仕掛けが船の下へまっすぐ降りるように、風潮流を考慮してA船の向きや船位の調整を行いながら、釣りをしていたところ、左舷船尾方から近づいて来るB船を約40mに認めた。</p> <p>船長Aは、B船がA船に接近してから進路を変更するものと思い、釣りを続けていたところ、進路を変えることなく接近するB船に至近で気づき、B船に対して釣り客と共に声を上げ、機関を後進にかけたものの、平成26年7月23日09時00分ごろ、A船の左舷船首とB船の右舷船首とが衝突した。</p> <p>釣り客は、船長Aが怪我の有無を尋ねた際、1人が腰の痛みを訴えたが、他の3人は、何の症状も訴えなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、千葉県浦安市のマリーナを出港し、千葉県鋸南町の保田漁港へ向けて浜金谷港西方沖を進路約180°（真方位）対地速力約5.5ノットで自動操舵により機走していた。</p> <p>B船は、船長Bが、右舷船尾に設けられた椅子に腰を掛けて見張りをを行い、船舶の航行が多い海域を通り抜けて安心したところ、居眠りに陥り、A船からの声で目を覚まし、至近にA船を認めて左転したものの、A船と衝突した。</p> <p>A船及びB船は、互いに船を寄せて損傷状況等を確認し、船長Bが連絡を取って来援した巡視艇の事情聴取を受けた後、A船が富津市の竹岡漁港へ帰港し、B船が浜金谷港へ入港した。</p> <p>A船の釣り客4人は、下船後に病院で診察を受け、頸椎捻挫、腰椎捻挫等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2</p> <p>海象：波向 南西、波高 約0.3m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、レーダー及び汽笛の設備がなかった。</p> <p>船長Aは、50年以上の遊漁船船長の経験を有し、ふだん、釣れ具合を確かめるために船の長さの2～3倍程度の距離まで接近して来るプレジャーボートが多く、本事故時、B船も他のプレジャーボート同様、A船に接近してから進路を変更するものと思った。</p> <p>船長Bは、前日の晩に出港等の準備を行い、本事故当日、02時30分ごろ起床して睡眠時間は約4時間30分であり、04時ごろに出港したこともあって本事故当時は疲れを感じていた。</p> <p>船長Bは、ヨットの経験が約52年あり、年に10回程度、本事故海域を航行していた。</p> <p>B船の同乗者は、本事故当時、キャビンの中におり、衝突を目撃していなかった。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、浜金谷港西方沖で釣りをして漂泊中、船長Aが、左舷船尾方40m付近に接近するB船を認めた際、釣れ具合を確かめに接近するので、いずれ進路を変更するものと思い、漂泊を続けていたところ、進路を変えることなく接近するB船に至近で気づき、B船に対して釣り客と共に声を上げ、機関を後進にかけたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、浜金谷港西方沖を南進中、船長Bが居眠りに陥ったことから、B船がA船に向けて航行し、A船からの声で目を覚ました船長Bが左舵を取ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、本事故当日の早朝に起床して睡眠時間が短かく、疲れを感じていた上に、船舶の航行が多い海域を通り抜けて安心し、椅子に腰を掛けて見張りを行っていたことから、覚醒水準が低下して居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、浜金谷港西方沖において、A船が釣りをして漂泊中、B船が南進中、船長Bが居眠りに陥ったため、B船がA船に向けて航行し、A船からの声で目を覚まして左舵を取ったものの、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眠気や疲労を感じたときは、出港しないこと。 ・操船中に眠気を感じたときは、立って操船するなどして居眠りに陥らないようにすること。

付図1 事故発生経過概略図

